

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

#### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、金型設計の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において自殺した。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「初回処分」という。）。

請求人は、初回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、初回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、同決定を受け、労災保険法第8条の3の規定により年金給付基礎日額を〇円（平成〇年〇月からは〇円）として遺族補償給付を、また、給付基礎日額を〇円として葬祭料を、それぞれ支給する旨の変更決定処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分の年金給付基礎日額及び給付基礎日額を不服として、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官は、遺族補償給付の支給に関する処分についてはこれを棄却したが、葬祭料の支給に関する処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、同決定を受け、請求人の葬祭料に係る給付基礎日額を○円として支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

4 請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に対し審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分序

（略）

### 第4 争 点

監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした葬祭料の支給に関する処分が妥当であると認められるか。

### 第5 審査資料

（略）

### 第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、会社から被災者への未払賃金が、給付基礎日額の算定にあたり考慮されていない旨主張し、本件再審査請求に至っているものの、同主張を裏付ける何らの資料も提出していない。

（2）当審査会としても、改めて一件記録を精査したが、被災者への未払賃金を確認することはできなかった。

（3）したがって、当審査会としても、請求代理人の同主張を採用することはできないものであり、本件処分の妥当性は否定されないものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした葬祭料の支給に関する本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。